

令和 4 年 3 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 14 号	長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例	・・・ 1
第 15 号	長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	・・・ 2
第 16 号	長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・ 3
第 17 号	長門市営住宅条例の一部を改正する条例	・・・ 4
第 18 号	長門市スポーツ施設条例の一部を改正する条例	・・・ 5
第 19 号	長門市水道給水条例の一部を改正する条例	・・・ 6
第 20 号	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに 伴う規約の変更について	・・・ 13
第 21 号	山口県市町総合事務組合の財産処分について	・・・ 17
第 22 号	市道路線の認定について	・・・ 18
第 23 号から第 26 号まで	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・ 20
第 27 号	長門市教育委員会教育長の任命について	・・・ 22
第 28 号	長門市教育委員会委員の任命について	・・・ 23

長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 3 年 8 月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が表明され、これらの措置のうち国家公務員に係る非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項については、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、本市においても国家公務員の措置に準じて、会計年度任用職員の育児休業・部分休業の取得要件の緩和を図るとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和
(第 2 条、第 19 条関係)
 - ・「引き続き在職した期間が 1 年以上」との要件を廃止
- (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置に係る規定を新設
職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講じることを新たに規定。
 - ア 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認に係る規定を新設（第 23 条関係）
 - イ 研修の実施や相談体制の整備など勤務環境の整備に係る規定を新設（第 24 条関係）

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

4 その他

介護休暇や子の看護休暇等についても、取得要件の緩和を予定しており、別途関係する例規の整備を予定

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

月額報酬を受ける非常勤の職員が、月の途中で職に就き、又は離職した場合に係る報酬額の算定方法を明文化するなど、規定の整理を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 月額報酬を受ける非常勤の職員が、月の途中で職に就き、又は離職した場合に係る報酬額の算定方法を規定（第 3 条関係）

【算定方法】

月途中で異動があった場合の報酬額は、その月の勤務日数に応じ、その月の現日数を基礎として日割計算により算出した額

- (2) 委任規定の新設（第 7 条関係）
必要な事項を規則に委任することを規定
- (3) その他条文の整理（第 1 条関係）

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の未就学児に係る被保険者均等割額を減額することについて、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険料の未就学児に係る被保険者均等割額の減額に係る規定を新設（第22条の3関係）

ア 現行 軽減なし：34,200円 ⇒ 改正後 5割軽減：17,100円

イ 現行 2割軽減：27,360円 ⇒ 改正後 6割軽減：13,680円

ウ 現行 5割軽減：17,100円 ⇒ 改正後 7.5割軽減：8,550円

エ 現行 7割軽減：10,260円 ⇒ 改正後 8.5割軽減：5,130円

※金額は被保険者均等割額（医療保険分・後期高齢者支援金分）

(2) 上記改正に伴う規定の整理（第14条の3、第18条の6の2、第22条関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

※改正後の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用

※令和3年度以前の年度分の保険料については、従前のおり

4 その他

この改正による未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置は、国及び県の財政支援の対象となります。

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

人丸第一市営住宅の解体・廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別表（第 3 条関係）油谷地区

（1）人丸第一市営住宅の削除

3 施行期日

公布の日

長門市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

本条例でスポーツ施設の一つとして位置づけております三隅テニスコート及び三隅弓道場は、市民のスポーツの振興並びに体育及び文化の向上を図るため、昭和53年度（旧三隅町）に三隅勤労者スポーツセンターとともに整備されたものです。

これら施設は、これまで市民の体力向上及び健康増進の場、また憩いの場として、多くの市民及び団体の皆様に利用されてきましたが、三隅テニスコートは平成29年度以降、三隅弓道場も平成26年度以降利用者もなく老朽化も著しい状況にあります。

いずれの施設も有効な活用がなされておらず、また、長門市総合公園テニスコートや長門武道館弓道場など他の施設で同様の利用が可能となっております。

こうしたことから、行政財産としての目的に沿った施設の活用が見込めない状況であるため、今後、社会資源として有効な活用を図るべく、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- ・三隅テニスコート及び三隅弓道場をスポーツ施設から削除（第2条関係）

3 施行期日

公布の日

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

水道料金体系の見直しを含む水道料金の改定を行うため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 給水の用途の見直し（第 4 条関係）

給水の用途のうち湯屋用水及び消防用水を一般用水に統合

(2) 水道料金体系の見直しを含む料金の改定（第 28 条、別表第 2 関係）

ア 基本料金に含まれていた基本水量（1月の使用水量 10 m³まで）を廃止

イ 料金改定（平均改定率 10 パーセント増）に伴う基本料金と従量料金の引上げ

ウ 基本水量廃止に伴う大幅な料金の上昇を抑制するため口径 40 mm（ミリメートル）までの従量料金に調整単価を設定

エ 料金算定の最低月額を半月単位から 1 月単位に変更

(3) その他規定の整理（第 3 条、第 8 条、第 10 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 29 条、第 38 条、別表第 1 関係）

■料金改定前後の水道料金対照表

用途・口径		改定前			改定後		
		基本料金 (1 月)	従量料金 (1 m ³ につき)		基本料金 (1 月)	従量料金 (1 m ³ につき)	
			0 m ³ を超え 10 m ³ 以下	10 m ³ を超える もの		0 m ³ を超え 10 m ³ 以下	10 m ³ を超える もの
一般用	13 mm	1,000 円	基本水量として基本料金に含む。 (湯屋用は 100 m ³ 以下)	126 円	1,000 円	※大幅な料金上昇を抑制するための調整単価	140 円
	20 mm	1,440 円			10 円		
	25 mm	2,140 円			1,500 円		
	30 mm	4,540 円			2,250 円		
	40 mm	5,000 円			4,600 円		
	50 mm	7,100 円			5,400 円		
	75 mm	15,000 円			7,100 円		
	100 mm	24,300 円			16,500 円		
	150 mm	53,740 円	26,700 円	140 円	80,000 円		
湯屋用		7,940 円			一般用に統合		
船舶用				185 円			204 円
消火兼用栓				126 円	一般用に統合		
消火栓		演習の場合 1 回 5 分以内 50 mm : 1,070 円 75 mm : 2,500 円			一般用に統合		

3 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

長門市水道給水条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第1章 総則 (給水装置の種別)</p> <p>第3条 給水装置は、次の2種とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 私設消火栓 _____ 消防用に使用するもの (給水の用途)</p> <p>第4条 給水の用途は、次の2種とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第2章 給水装置の工事及び費用 (構造及び材質の基準等)</p> <p>第8条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第6条に規定するところによる。</p> <p>2 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則 (給水装置の種別)</p> <p>第3条 給水装置は、次の2種とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消火栓 公設又は私設として火災の消防用に使用するもの (給水の用途)</p> <p>第4条 給水の用途は、次の4種とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 湯屋用水 一般公衆浴場に使用するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 消火用水 消防用に使用するもの</p> <p>第2章 給水装置の工事及び費用 (構造及び材質の基準等)</p> <p>第8条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第5条に規定するところによる。</p> <p>2 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p>

3 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水負担金)

第 10 条 給水負担金は、別表第 1 に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、給水装置の新設又は既設のメーター口を増径改造(以下「増径改造」という。)する者から徴収する。この場合において、増径改造する者から徴収する給水負担金の額は、新口径に係る同表に定める額から旧口径に係る同表に定める額を控除した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

2・3 (略)

第 3 章 給水

(メーターの設置)

第 20 条 給水量を計量するため、市のメーターを設置する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項のメーターは、給水装置に設置し、その位置は第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が定める。

(メーターの貸与)

- 第 21 条 メーターは、市長が設置し、使用者に保管させる。
- 2 使用者は、メーターを清潔に保管するとともに、善良な管理者の注意をもって、メーターを管理しなければならない。
- 3 メーターの設置場所には、点検及び修理に支障を生ずる物件をたいて積し、又は工作物を設けてはならない。
- 4 使用者が、前 2 項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は損傷した場合は、その損害額を賠償しなければならない。

3 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水負担金)

第 10 条 給水負担金は、別表第 1 に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、給水装置の新設又は既設の量水器口径を増径改造(以下「増径改造」という。)する者から徴収する。この場合において、増径改造する者から徴収する給水負担金の額は、新口径に係る同表に定める額から旧口径に係る同表に定める額を控除した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

2・3 (略)

第 3 章 給水

(量水器の設置)

第 20 条 給水量を計量するため、市の量水器を設置する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の量水器は、給水装置に設置し、その位置は第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が定める。

(量水器の貸与)

- 第 21 条 量水器は、市長が設置し、使用者に保管させる。
- 2 使用者は、量水器を清潔に保管するとともに、善良な管理者の注意をもって、量水器を管理しなければならない。
- 3 量水器の設置場所には、点検及び修理に支障を生ずる物件をたいて積し、又は工作物を設けてはならない。
- 4 使用者が、前 2 項の管理義務を怠ったために量水器を亡失又は損傷した場合は、その損害額を賠償しなければならない。

い。
 5 市長は、メーターの位置がやむを得ない事情のため点検上不適当となり、又は管理上支障を生じたときは、その位置を変更することができる。

6 (略)

(メーターの私設)

第 22 条 市長は、必要と認めるときは、前条のメーターのほか、所有者に、市長の定める私設メーターを装置させることができる。

(給水装置又は水質の検査)

第 24 条 (略)

2 前項の検査のうち、メーターの検査については、使用者又はその代理人を立会させなければならない。この場合において、当該使用者又はその代理人が、市長の指定した日時において立会しない場合においては、その結果について異議を申し立てることはできない。

3 (略)

第 4 章 料金及び手数料

(料金の徴収方法)

第 26 条 (略)

2 水道使用をやめた場合であってもその届出がないときは、料金を徴収する。

(料金の額)

第 27 条 (略)

2 第 20 条第 2 項に定めるものうち、市長が計量するため特に必要があると認め貯水槽等の下流側にメーターを設置した場合における、貯水槽等の上流側のメーターの料金については、別表第 2 の 2 に定める額に 100 分の 110 を乗じて得

い。
 5 市長は、量水器の位置がやむを得ない事情のため点検上不適当となり、又は管理上支障を生じたときは、その位置を変更することができる。

6 (略)

(量水器の私設)

第 22 条 市長は、必要と認めるときは、前条の量水器のほか、所有者に、市長の定める私設量水器を装置させることができる。

(給水装置又は水質の検査)

第 24 条 (略)

2 前項の検査のうち、量水器の検査については、使用者又はその代理人を立会させなければならない。この場合において、当該使用者又はその代理人が、市長の指定した日時において立会しない場合においては、その結果について異議を申し立てることはできない。

3 (略)

第 4 章 料金及び手数料

(料金の徴収方法)

第 26 条 (略)

2 前項の隔月徴収の基礎となる期分使用水量は、各月均等とみなす。

(料金の額)

第 27 条 (略)

2 第 20 条第 2 項に定めるものうち、市長が計量するため特に必要があると認め貯水槽等の下流側に量水器を設置した場合における、貯水槽等の上流側の量水器の料金については、別表第 2 の 2 に定める額に 100 分の 110 を乗じて得

た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3～6 (略)

(料金の算定)

第28条 料金は、隔月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ、市長が2箇月ごとに定めた日という。以下同じ。）にメーターの点検（以下「検針」という。）を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月の前月分及び前々月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、隔月定例日以外の日に検針を行うことができる。

2 前項の隔月の検針に基づき期分使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

3 定例日の翌日から次の定例日まで（以下「料金算定期間」という。）の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、その使用期間が30日以下であるときは1月分とし、30日を超えるときは2月分として算定する。

4 料金算定期間の中途においてメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径の基本料金を適用する。ただし、使用日数が同じであるときは、変更後の口径の基本料金とする。

(使用水量の認定)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

第5章 管理

(給水装置の基準違反に対する措置)

た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3～6 (略)

(料金の算定)

第28条 料金の算定は、次の方法によるものとする。
(1) 定例日に量水器の計量(以下「検針」という。)を行い、算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(2) 月の中途で給水を開始し、中止し、又は廃止したときの基本料金は、次のとおりとする。

ア 使用日数が16日以上のときは、1月として算定する。

イ 使用日数が15日以内のときは、半額とする。ただし、その使用水量が所定の基本水量の2分の1を超えるときは、その超える部分について超過料金を算定し、加算する。

(3) 量水器の故障その他やむを得ない事由により量水器の検針ができないとき又は火災等により使用水量が明確にできないときの使用水量及び料金は、市長の認定により算定する。

(4) 量水器の装置がない場合の使用については、前号の規定を準用する。

第29条 削除

第5章 管理

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 38 条 市長は、給水を受けようとする者の給水装置の構造及び材質が、令第 6 条に定める基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

別表第 1(第 10 条関係)

給水負担金

メーター口径 (略)	金額

第 38 条 市長は、給水を受けようとする者の給水装置の構造及び材質が、令第 5 条に定める基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

別表第 1(第 10 条関係)

給水負担金

量水器口径 (略)	金額

別表第 2(第 27 条関係)

料金

用途	口径	基本料金 (1 月につき)	従量料金(1 m ³ (立方メートル)につき)		付記
			0 m ³ を超え 10 m ³ 以下の使用水量	10 m ³ を超える使用水量	
一般 用	13mm (ミリメートル)	1,000 円			
	20mm	1,500 円			
	25mm	2,250 円		10 円	140 円
	30mm	4,600 円			
	40mm	5,400 円			

別表第 2(第 27 条関係)

料金

口径又は用途	基本 水量	基本料金 (1 月につき)	超過料金		付記
			基本料金	超過料金	
13 mm (ミリメートル)	10 m ³ (立方メートル)	1,000 円			
20mm	10 m ³	1,440 円			
25mm	10 m ³	2,140 円		1 m ³ につき 126 円	
30mm	10 m ³	4,540 円			
40mm	10 m ³	5,000 円			

50mm	10 m ³	7,100 円	
75mm	10 m ³	15,000 円	
100mm	10 m ³	24,300 円	
150mm	10 m ³	53,740 円	
上記にかかわらず湯屋用、船舶用、消火兼用栓又は消火栓に使用する場合は、次の料金とする。			
湯屋用	100 m ³	7,940 円	1 m ³ につき 80 円
船舶用			口径 50 mm 以上の 量水器を使 用するもの は、料金の ほかに市長 の定める量 水器費を加 えるものと する。
消火 兼用栓			1 m ³ につき 185 円
消火栓			1 m ³ につき 126 円
			演習の場合 1 回 5 分以内 口径 50mm 1,070 円 口径 75mm 2,500 円
			公設消火 栓について は、別に市 長の定める 額とする。

50mm	7,100 円		
75mm	16,500 円		
100mm	26,700 円	140 円	
150mm	80,000 円		
船舶 用			口径 50 mm 以上の メーターを 使用するもの は、料金の ほかに市長 の定めるメ ーター費を 加えるもの とする。
		204 円	

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

1 趣旨

玖西環境衛生組合の解散に伴い、令和4年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から玖西環境衛生組合を脱退させ、組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 改正の内容

規約別表第1及び別表第2中「、玖西環境衛生組合」を削る。

※詳細は、別紙「山口県市町総合事務組合規約新旧対照表」を参照してください。

3 施行期日

令和4年4月1日

山口県市町総合事務組合格約 新旧対照表

新		旧	
別表第 1 組合を組織する地方公共団体(第 2 条関係)		別表第 1 組合を組織する地方公共団体(第 2 条関係)	
山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合_____、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合		山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、 <u>玖西環境衛生組合</u> 、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合	
別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第 3 条関係)		別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第 3 条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 第 3 条第 2 号に規定する事務	宇部市 (交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合_____、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、山口県市町総合事務組合	2 第 3 条第 2 号に規定する事務	宇部市 (交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、 <u>玖西環境衛生組合</u> 、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、山口県市町総合事務組合
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
6 第 3 条第 6 号に規定する事務	宇部市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方	6 第 3 条第 6 号に規定する事務	宇部市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方

	老人福祉施設組合_____、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合		老人福祉施設組合、 <u>玖西環境衛生組合</u> 、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
7 (略)	(略)	7 (略)	(略)
8 第3条第8号に規定する事務	下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、 <u>玖珂地方老人福祉施設組合</u> _____、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合	8 第3条第8号に規定する事務	下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、 <u>玖珂地方老人福祉施設組合</u> 、 <u>玖西環境衛生組合</u> 、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 (略)	(略)	9 (略)	(略)
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)
11 第3条第11号に規定する事務	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、 <u>玖珂地方老人福祉施設組合</u> _____、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳	11 第3条第11号に規定する事務	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、 <u>玖珂地方老人福祉施設組合</u> 、 <u>玖西環境衛生組合</u> 、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳

井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合	井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合
--	--

山口県市町総合事務組合の財産処分について

1 趣旨

玖西環境衛生組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を関係地方公共団体と協議のうえ定めることについて、地方自治法第 289 条及び第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 財産処分の内容

玖西環境衛生組合が退職手当の支給に関する事務を行うため納付した負担金の額と、この組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則第 6 条に規定する額を加算した額との差額

※規則第 6 条に規定する額…山口県市町総合事務組合退職手当給付財政調整基金の運用によって生じた額と退職手当の支給に関する事務に要した額を勘案し、管理者が定める額

市道路線の認定について

1 路線名等

路線名	認定路線	
	起点	終点
砂利ヶ峠線	俵山字嵩 6979 番 7	油谷河原字東金山 10785 番 6

2 位置

長門市 俵山、油谷河原 地内

※詳細は、別添市道路線図を参照してください。

3 路線の規格

延長：3,497.0m

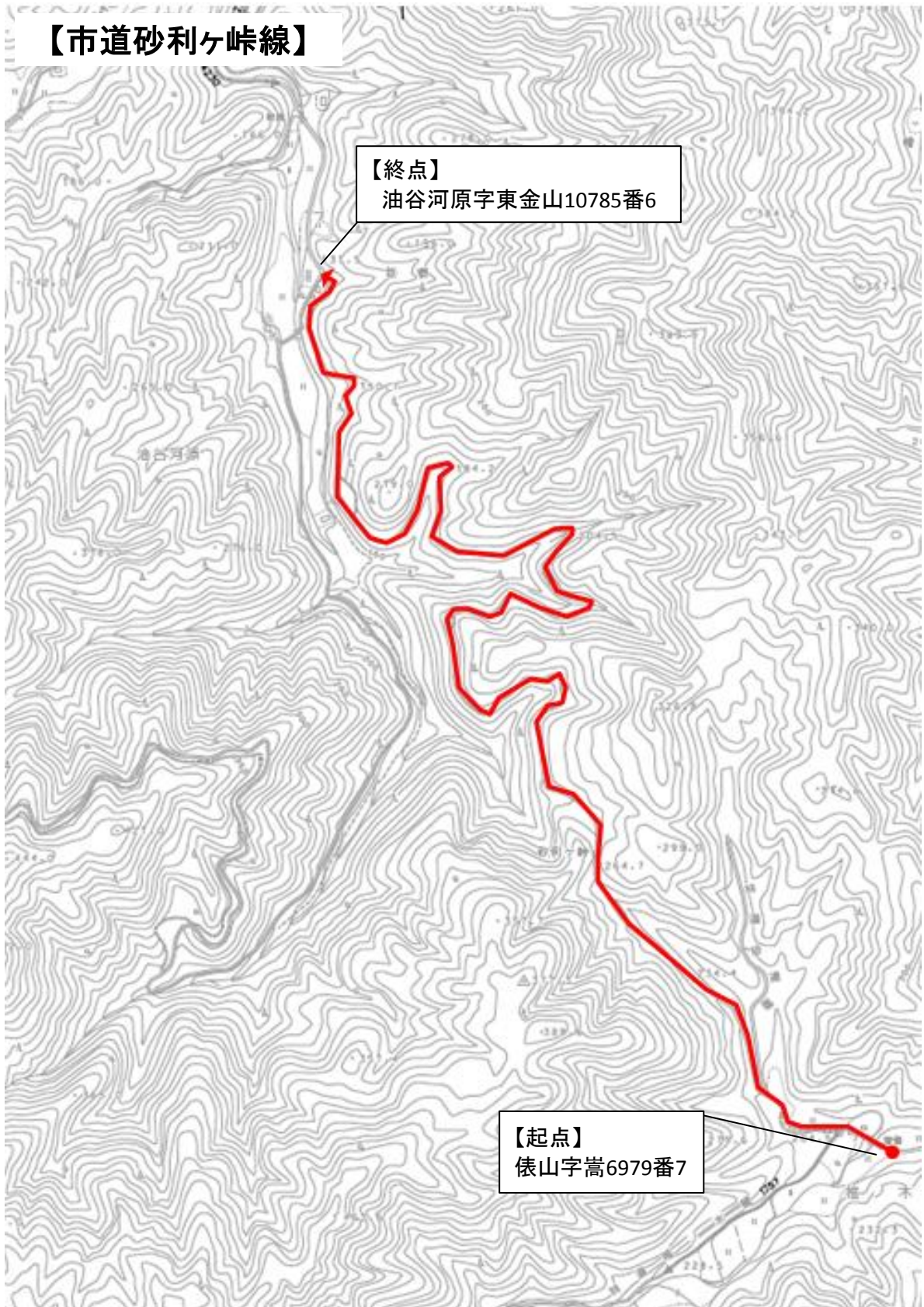
幅員：3.5m～10.0m

4 概要

本路線は、県道美祢油谷線の改良に伴い、県から移管を受ける旧県道区間の市道認定を行うもの。

市道路線図

【市道砂利ヶ峠線】



【終点】
油谷河原字東金山10785番6

【起点】
俵山字嵩6979番7

凡 例	
新規(変更後)	
起 点	
終 点	

人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱します。

2 提案の理由

本市の人権擁護委員であります^{ふかみずかずお}深水一男氏、^{はやかわかずこ}早川和子氏、^{にしなまさお}西中正夫氏の任期が本年6月30日付けをもって満了すること、及び^{しげはらしお}重原敏男氏が昨年9月30日付けで退任となったことに伴い、後任の委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求める。

3 候補者の氏名・住所・略歴等

(1) 議案第 23 号

住 所 [REDACTED]
氏 名 深水 一男 (ふかみず かずお)
生年月日 [REDACTED]
略 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
新任・再任の別 再任

(2) 議案第 24 号

住 所 [REDACTED]
氏 名 早川 和子 (はやかわ かずこ)
生年月日 [REDACTED]
略 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
新任・再任の別 再任

(3) 議案第 25 号

住 所 [REDACTED]
氏 名 入江 佳江 (いりえ よしえ)
生年月日 [REDACTED]
略 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

新任・再任の別 新任

(4) 議案第 26 号

住 所 [REDACTED]
氏 名 中原 康博 (なかはら やすひろ)
生年月日 [REDACTED]
略 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

新任・再任の別 新任

4 委員の任期

令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日 (3 年間)

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

長門市教育委員会教育長の任命について

1 提案の理由

伊藤充哉（いとう みつや）教育委員会教育長の任期が本年 3 月 31 日をもって満了することから、引き続き同氏を教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものです。

2 候補者の氏名・住所

氏 名 伊藤 充哉（いとう みつや）

住 所

生年月日

3 候補者の略歴

4 候補者の任期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日（3 年間）

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

長門市教育委員会委員の任命について

1 提案の理由

中村充範（なかむら みつのり）教育委員会委員の任期が本年 5 月 18 日をもって満了することから、新たに中村典生氏を教育委員に任命したいので、議会の同意を求めるものです。

2 候補者の氏名・住所

氏 名 中村 典生(なかむら のりお)

住 所

生年月日

3 候補者の略歴

4 候補者の委員任期

令和 4 年 5 月 19 日から令和 8 年 5 月 18 日（4 年間）

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）